

カラオケコンテンツの無許諾配信行為等について

2011年1月吉日

社団法人音楽電子事業協会 カラオケ部会

当協会加盟のカラオケ事業者（以下「当会員」といいます。）が提供する通信カラオケコンテンツ（以下「カラオケコンテンツ」といいます。）は、音楽著作権等の権利処理を施した上で当会員が作成した著作物であり、当会員にその権利が帰属します。近年、かかるカラオケコンテンツを用いて自らが歌唱中の音声・映像をインターネット上で配信又はライブ配信する利用者や、ビジネスとしてその配信システムを設置提供している店舗等が少なからず見受けられます。

このようにカラオケコンテンツをファイル共有ソフト、動画投稿サイト、掲示板サイトなどを通じて公衆に送信する行為及び送信可能な状態に置く行為(以下「インターネット配信等」といいます。)には、音楽著作権管理団体からの許諾に加え、権利者である当会員の許諾が必要となります。万一当会員の許諾を得ないでこのようなカラオケコンテンツのインターネット配信等を行うと、著作権法に違反し、刑事罰が科される場合があります。

さらに、2010年1月の改正著作権法により、コンテンツを違法配信した者のみならず、違法配信されたコンテンツであることを認識した上で（配信行為が著作権侵害に該当すると知りながら）、配信された当該コンテンツのデジタル録音・録画行為を行なった者も違法となります（コンテンツ受信者のかかる違法行為については、刑事罰は伴いませんが、民事における損害賠償の対象となります。）。

つきましては、当会員カラオケコンテンツの利用者の皆様におかれましては、このような刑事罰及び民事上の損害賠償の対象となる違法な音声・動画配信行為に関与されることの無きよう十分ご留意頂きたく、ここに注意喚起をさせて頂く次第です。

音楽電子事業の健全なる発展のために皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上